

# 人事委員会 令和6年度 運営方針

## 1 人事委員会の使命

公務員が全体の奉仕者として、行政を民主的かつ能率的に運営していくためには、その身分が公正・公平な人事制度によって保障されるとともに、人事行政が適正に運営されることが必要です。

このため、都道府県及び政令指定都市には、長から独立した人事行政の専門機関、任命権者と職員との間の中立的機関として、「人事委員会」が置かれ、主に次のような権限が与えられています。（地方公務員法第7条第1項、第8条）

### (1) 行政権限

- 人事行政に関する調査・研究等
- 給与等に関する報告・勧告
- 職員の採用試験・選考の実施

### (2) 準立法的権限

- 任用及び給与その他の勤務条件並びに公平審査等に関する規則等の制定

### (3) 準司法的権限

- 職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定及び必要な措置
- 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決

## 2 人事委員会の中期的な取組みの方向性

今後の市政を担う有為な人材を確保するとともに、職員が全体の奉仕者として、公務に対する高い使命感と倫理観を持ち、職務に専念することができるよう、人事行政制度の研究等に取り組む、広く市民の理解を得られるよう適切に対処していきます。

## 3 人事委員会の令和6年度の主な取組み

### ◇ 職員採用試験・選考の実施

人事委員会では、「新規採用職員に求める人材像※」にふさわしい人材を確保するため、採用試験・選考を実施しています。試験・選考を公正・公平に実施するとともに、多様化する行政課題に対応するため、有為な人材の確保に向けた効果的な試験制度の研究を行い、更なる改善を図ります。

また、採用情報や市役所で働く魅力を伝えるなど、積極的なPR活動を行います。

### ◇ 職員の給与等に関する報告及び勧告

公務員は労働基本権の一部が制約されていることから、職員の給与を民間の給与と均衡させる「民間準拠」の考え方に基づいて、市内の民間給与の実態調査を行い、その結果等を踏まえて、市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行います。給与勧告等は、より具体的にわかりやすいものにしていきます。

### ◇ 職員からの措置要求及び審査請求への対応

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益な処分についての審査請求について、迅速かつ適切に対応します。



- 新規採用職員に求める人材像  
「市民から信頼される人材」  
市民全体の奉仕者として、市民の声に耳を傾け、市民に説明責任を果たすことができるコミュニケーション力を持ち、市民や職場の仲間たちと信頼関係を築き、困難な状況にあっても、責任感と積極性をもって自分に課せられた仕事に取り組むことができる人です。